平成３０年（フ）第６０号
兵庫県姫路市林田町上伊勢1137番地１　ジョイガーデン、従前の住所大阪府交野市妙見坂７丁目４番５号
債務者　清川雅文こと　申　　鐘植
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　果奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３９号
埼玉県蓮田市西城２丁目178番地　アメニティハイツウチダ102号
債務者　田口　友幸
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
佐賀県鹿島市大字音成乙381番地３
債務者　石橋　竹弘
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３１号
佐賀市兵庫北３丁目１番10―1104号　ユメックスマンション
債務者　永渕清次郎
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
熊本県菊池市泗水町吉富198番地１　ＦＵＴＵＲＥ05　Ｂ棟202号
債務者　芳野　良二
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
熊本県山鹿市菊鹿町山内1716番地
債務者　原口　啓太
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６０７号
大阪府守口市八雲中町１丁目10番３―402号
債務者　田辺雄一こと　田邊　雄一
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一津屋香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
岐阜県多治見市大針町191番地の31
債務者　小林　　翔
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第８９号
埼玉県草加市松江３丁目１番40号　ことぶきハイツ103号
債務者　岩切　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の334
債務者　三好　静男
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７５号
大阪市西区本田２丁目１番５号　203
債務者　井下　光正
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番23―305号、前住所大阪府寝屋川市成田東が丘30番３号
債務者　山内　紘平
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字下里766番地３
債務者　大森　　恆
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
堺市堺区北三国ヶ丘町１丁１番62号
債務者　奥野　素江（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
大阪府河内長野市市町953―２、住民票上の住所堺市美原区太井689番地９
債務者　宮川紀美子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
宮崎市広島２丁目12番３号、前住所宮崎市広島１丁目８番２号　ユーミー広島402号
債務者　三浦　鉄司
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７号
茨城県取手市桑原1104番地
債務者　菊地　克行
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係